平成 29 年度 行政評価報告書 (事務事業評価)

平成 30 年 11 月 木島平村

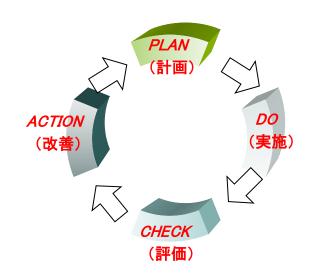
1. 行政評価の目的

行政評価とは、行政が行う施策や事業を予算や人件費、成果など総括的に勘案しながら検証・評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政運営の企画・立案に反映させていく仕組みです。

行政運営の透明性と住民にわかりやすい自治体経営を確立し、村民の信頼と満足度の向上を図るものです。

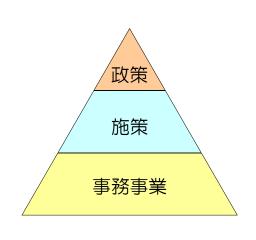
目標設定した計画 (Plan) に基づき、それを実現するために事業を実施 (Do) した後、事業の成果を測定し評価 (Check) することによって、事業の改善(Action)を図ります。従来の自治体経営に欠けていたこのようなPDCA サイクルを構築することに、行政評価を実施する重要な意義があります。

この PDCA サイクルを定着させることにより、目的意識(誰のために、どのような意図で行っているのか)を明確にするとともに限られた財源や人的資源が成果(結果)としての質的な改善につながります。



2. 行政評価の体系

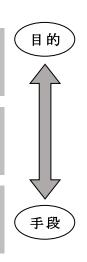
行政評価には、政策目的体系により3階層に区分された「政策評価」・「施策評価」・「事務事業評価」の3種類があります。これらが相互に「目的 ⇔ 手段」の関係を持ちながら、一つの体系を形成しています。



「第6次総合振興計画」、「まち・ひと・し ごと創生総合戦略」の基本目標に対する成 果、達成度について評価する。(戦略形成)

各事務事業の上位にあたる施策への貢献 度等を評価し、今後の事業構成のあり方及 び改革、改善方向を明らかにする。

「公共性」、「公平性」、「有効性」及び「効率性」の視点から評価し、総合的に「妥当性」を判断する。



3. 事務事業評価

事務事業評価は、「木島平村総合振興計画」、「木島平村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を構成する事務事業を対象に客観的な基準や成果指標から「公共性」、「公平性」、「有効性」及び「効率性」の視点から評価し、総合的に「妥当性」を判断します。事務改善を図るとともに、より効果的な行政サービスを提供するために実施します。

(1) 評価対象

予算体系の事業単位を基本とし、平成29年度に実施した事務事業のうち、次の 条件に該当する事務事業を除外した58事業です。

- ① 当初予算額が20万円未満のもの
- ② 公共施設の維持管理等、経常的な支出が見込まれるもの(指定管理を含む)
- ③ 法令等に基づく事業のうち、支出額の範囲も法令等で定められ、村に裁量の余地がないもの

【各課等の評価事務事業数】

課等名	評価数	課等名	評価数
総務課	9	産業企画室	3
民生課	16	建設課	8
産業課	11	教育委員会	11
		計	58

(2)評価方法

① 担当評価

事業を行っている担当者及び担当係内で事業内容や指標達成度、人件費など の視点から自己分析し、評価します。

② 内容確認

担当評価の内容を政策情報係でチェックします。(決算額、財源等の確認)

③ 最終評価

木島平村行政評価実施要綱により、木島平村行政評価庁内委員会を設置し、最終評価をしました。評価結果は、公表するとともに評価内容は次年度予算へ反映します。

(3) 評価結果

総合評価		評価数
А	A 継続(現行どおり継続/拡充して実施)	
В	B 継続(成果の向上/事業の充実化)	
С	改善・縮小(業務見直しによる事業改善/住民ニーズの減少など)	2
D	廃止・休止(当初目的の達成/事業の必要性が低い場合など)	0
計		58